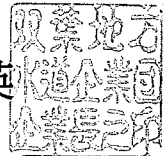




7 双水企総第 834 号
令和 7 年 11 月 5 日

双葉地方水道企業団
水道事業運営審議会会長 様

双葉地方水道企業団企業長 松本 幸英



水道料金に関する事項の審議について（諮問）

双葉地方水道企業団水道事業運営審議会条例（平成 15 年条例
第 1 号）第 2 条の規定により、次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

適正な水道料金のあり方について

2 諮問の趣旨

本企业団は、福島県の東部、浜通り地方のほぼ中央に位置する構成団体 5 町（広野町、楡葉町、富岡町、大熊町及び双葉町）が協力して水源を確保し、水道水を安全・安定的に供給するため平成 3 年 3 月福島県知事の許可を得て設立され、平成 12 年 4 月に水道事業を統合しました。

水道料金につきましては、平成 17 年 4 月に双葉町を除く構成団体 4 町の基本料金を統一し、平成 20 年 4 月には、先述した 4 町の水道料金を双葉町の基本料金に合わせる形で統一・改定いたしましたが、水道料金水準の妥当性を示す経営指標である料金回収率は平成 22 年度決算において、100%を下回る 69.89%であったことから、水道料金の抜本的な見直しを図るため水道料金の改定準備を進めていたところ平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所事故に伴い給水区域内に避難指示区域が設定され、多くの住民が給水区域外への避難を余儀なくされました。このことから、給水戸数、年間有収水量は大幅に落ち込み、料金回収率は

令和6年度決算において100%を大きく下回る31.69%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えていない状況が続いております。

今日まで消費税増税に伴う軽微な改定を経つつ平成17年以降、20年間現行の水道料金を維持し運営を行ってまいりましたが、老朽化する水道施設の更新や激甚化・頻発化する自然災害への備えを着実に進め、将来に亘る安定した事業運営を見据え、健全で効率的な経営が出来るよう、また次の世代へ負担を先送りしないために給水収益の早期改善による収益確保が重要な課題であることから、適正な水道料金の改定が必要と考えております。

つきましては、水道事業の現状と将来への投資費用の増加などの状況を踏まえ、本企業団が掲げる「安全、安心、未来につなぐ水づくり」の基本理念に基づき、持続可能な事業運営を行っていくため、適正な水道料金のあり方について、多様な視点からご審議いただきたく諮問するものです。